

松山市NPO登録  
事務マニュアル  
(事業報告・変更・削除編)  
( 第3版 )

まつやまNPOサポートセンター  
令和元年5月制定

## 1. 登録事項の変更（第9条関係）

登録を受けた団体は、その登録内容に変更があった場合、遅滞なく、変更後の書類を添えて市に提出しなければなりません。

### ★変更となる事項の例★

- 定款、会則等の変更
- 役員の新任、増員、死亡等による退任、転居等に伴う住所や氏名の変更
- 団体名の変更
- 団体所在地の変更
- 代表者の変更
- 団体連絡先（電話、FAX、メールアドレス等）の変更

市長が認める軽微な変更に関しては、上記手続の必要はありません。

軽微な変更に該当するかどうかは、市民参画まちづくり課にお問い合わせください。

※任意団体が、NPO法人格を取得した場合には、市民参画まちづくり課にお問い合わせください。

(宛先) 松 山 市 長

(申請者)  
主たる事務所の所在地  
団体名  
代表者の氏名

NPO 法人は法人代表印  
任意団体は代表者の認印

(代表者役職名 + 氏名)



松山市NPO登録事項変更届出書

下記のとおり、登録内容に変更が生じたので届け出ます。

記

変更事項	変更があった項目を記載 ※ 代表者の変更 事務所所在地の変更 役員の変更 等
変更内容	具体的な変更内容を記載 ※ (旧) 代表 ●● ●● (新) 代表 ×× ×× 等
変更年月日	令和〇年〇月〇日で記載 年 月 日

※ 変更後の内容を証する書類（特定非営利活動法人は、変更に伴い所轄庁へ提出した書類の写し）を添付してください。

## 2. 事業報告書等の提出（第10条関係）

登録を受けた団体は、毎事業年度終了後、様式7号に下記の書類を添えて市に提出しなければなりません。

### ★提出が必要な書類★

- 前事業年度の事業報告書
- 前事業年度の収支（活動）決算書
- 前事業年度の役員名簿（前事業年度に役員であった者すべてを記載）
- その他の書類

「〇〇支部」として登録を受けている場合は、支部の事業報告書、収支決算書、役員名簿をご提出ください（本部の物は添付不要です）。

期日までに事業報告書等の提出が行われない場合には、市は提出の催告等を行った後、それでも提出がないときに、登録団体の登録を取り消すことがあります。

収支（活動）決算書について、それ以外の財務諸表（貸借対照表や財産目録等）を作成している場合、これらについて併せて提出しても、問題ありません。

### 【注意】

※松山市NPO登録を受けている団体向けに、まつやまNPOサポートセンターが提供するサービスについては、前事業年度の報告書を提出していることが利用の条件となります。条件を満たさない期間は、サービスを利用できませんのでご注意ください。

年 月 日

（宛先）松 山 市 長

（申請者）

主たる事務所の所在地

団体名

代表者の氏名 （代表者役職名 + 氏名）

捺印不要

### 事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）  
の事業報告書等について、松山市NPO登録要綱第10条の規定により次の書類を添えて提出します。

#### 記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の収支決算書
- 3 前事業年度の役員名簿
- 4 その他必要と認める書類

#### （備考）

- 1 市民活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、それぞれ市民活動に係る事業の収支決算書と区分して作成すること。
- 2 3の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とする。

### 3. 登録の消除（第12条関係）

登録を受けた団体は、団体を解散したり、活動を休止したりする場合には、登録の消除を行わなければなりません。

一度消除を行ったとしても、活動を再開するときには再登録することができます。そのため、1年以上活動の実施が見込めない場合などの事情があるときには、事務の負担を減らすために、あらかじめ消除を行っておくことが望ましいといえます。

年 月 日

（宛先）松山市長

（申請者）

主たる事務所の所在地

団体名

代表者の氏名 （代表者役職名 + 氏名）

NPO 法人は法人代表印  
任意団体は代表者の認印

印

松山市NPO登録消除届出書

申請日を記載

年 月 日付で登録の消除を受けたいので、届け出ます。

（理由）

- ※ 団体の活動を休止するため  
登録の継続が困難になったため  
団体を解散するため 等 簡単でよいので理由を記載